

## 名張市プレミアム付商品券取扱事業者募集要項

### 1. 名張市プレミアム付商品券の発行及び販売・購入

- (1) 趣旨：消費税及び地方消費税の税率引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、名張市プレミアム付商品券（以下「商品券」）の発行、販売等の事業を行います。
- (2) 発行者：名張市
- (3) 発行総額（予定）：3億円  
※参考 前回プレミアム付商品券（2015年度実施）発行総額：3億518万円
- (4) 購入対象者
  - ①2019年度住民税非課税者  
(住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族等及び生活保護受給者を除く。)
  - ②3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主
- (5) 販売単位：1枚当たり額面500円の商品券10枚5,000円分を1セットとして、4,000円で販売します。(プレミアム率25%)
- (6) 購入限度額：商品券は、上記(4)①の購入対象者1人につき、②の対象の子ども1人につき、それぞれ5セット25,000円分まで購入できます。
- (7) 販売期間及び場所
  - ①販売期間：2019年10月1日(火)～2020年2月14日(金)
  - ②販売場所及び販売時間
    - ・10月1日(火)～10月14日(月・祝日)＜全日＞ 午前9時～午後7時まで  
販売場所：名張市役所 1階ロビー 特設販売会場
    - ・10月15日(火)以降＜平日のみ＞ 午前9時～午後5時まで  
販売場所：名張市役所 4階 事務局窓口

### 2. 商品券の使用可能範囲等

- (1) 使用可能期間：2019年10月1日(火)～2020年2月29日(土)
- (2) 使用可能店舗：商品券取扱事業者として登録された店舗、事業所（以下「取扱店舗」）
- (3) 使用可能範囲  
商品券は、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために使用することができます。  
ただし、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。
  - ① 土地・家屋等の不動産又は金融商品
  - ② たばこ
  - ③ 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
  - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ⑤ 国税、地方税や使用料などの公租公課
  - ⑥ 現金との換金、金融機関への預入

- ⑦ その他、取扱事業者が指定する物品の購入、役務の提供

### 3. 商品券取扱事業者の募集

事業者が、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供にかかる取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出るためには、名張市に商品券取扱事業者（以下「取扱事業者」）として登録することが必要です。

#### (1) 取扱事業者登録要件

- ①名張市内に店舗、事業所を有すること。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行っている事業者でないこと。
- ③業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者でないこと。
- ④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者でないこと。
- ⑤上記「2. 商品券使用可能範囲等」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者でないこと。

#### (2) 取扱事業者登録申込

##### ①登録申込方法

- 「名張市プレミアム付商品券取扱事業者募集要項（以下「募集要項」）」に同意のうえ、「名張市プレミアム付商品券取扱事業者登録申込書（以下「申込書」）」に必要事項を記入し、名張市プレミアム付商品券事務局（以下「事務局」）までお申込みください。持参の他、郵送、ファックス、メールによる申込みもできます。

##### ○申込書入手方法

###### ①ホームページ

<https://www.city.nabari.lg.jp/s037/premium-tickets/bosyu.html>

###### ②事務局に配置

###### ③名張商工会議所に配置

- 名張市内に複数の店舗・事業所がある事業者で、取扱事業者として登録するためには、店舗、事業所ごとに事業者の申込みが必要です。
- 複数の店舗（テナント）が入っている大型商業施設等の事業者による一括申込みはできません。個別の店舗（テナント）ごとに事業者の申込みが必要です。

##### (申込書の提出先)

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市役所 4階 名張市プレミアム付商品券事務局

電話：0595-63-7971

ファックス：0595-64-0644

メール：premium@city.nabari.mie.jp

##### ②取扱店舗の周知

取扱店舗については、「商品券取扱店舗一覧」として、名張市のホームページへの掲載や商

品券購入者等へのチラシ配付により周知を図ります。

また、取扱店舗には、「取扱事業者登録証明書」を交付するほか、取扱店舗を周知する「ポスター」と「のぼり旗（1本は無料提供、2本目以上は有料）」を配付します。

### ③登録料

無料

### ④登録申込期間

- ・7月10日（水）～8月20日（火） 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く。）
- ・上記申込期間を過ぎても申込みはできますが、商品券購入者に配付するチラシ「商品券取扱店舗一覧（初回作成分）」に店舗名が掲載できないことがあります。また、取扱店舗のPR用の「ポスター」の提供や、「のぼり旗」の無料提供分のお渡しができない場合があります。「のぼり旗」を有料（5ページ7.（3）②を参照のこと。）で購入する場合についても、個別発注となるため申込期間内の事業者に対して販売する価格よりも高くなる場合があります。

## 4. 取扱事業者における留意事項及び遵守事項

- （1）取扱事業者は、取扱店舗であることが明確になるよう、ポスター及びのぼり旗を購入対象者がわかりやすい場所に掲示してください。
- （2）取扱事業者は、商品券を自らの事業用の取引（事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入）には使用できません。
- （3）取扱事業者は、商品券の交換、譲渡及び売買を行うことができません。
- （4）取扱事業者は、商品券の受け取りを拒むことができません。ただし、使用可能期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- （5）取扱事業者は、使用された商品券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わないでください。（つり銭の禁止）
- （6）取扱事業者は、商品券を受け取る前に問題がないかを確認してください。偽造防止処理（ホログラム）がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに事務局まで報告してください。
- （7）取扱事業者は、商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため、商品券右上の点線に沿って切り取ると共に、裏面の所定欄に取扱事業者名又は取扱店舗名を記入してください。なお、既に商品券右上の点線部分が切り取られたものや裏面に取扱事業者名又は取扱店舗名の記入がある場合は、使用済み商品券として取り扱い、受け取らないでください。
- （8）取扱事業者は、相当数の商品券を一度に持込み、使用するといった「商品券の第三者への転売・譲渡等が疑われるケース」を従業員等が覚知した場合には、事務局へ通報するなど、市において事象把握や商品券の適正使用に向けた啓発等の取組に協力ください。
- （9）取扱事業者は、事業者自身やその関係者が、商品券の購入対象者となった場合、当該商品券は、原則として、その他の取扱事業者、取扱店舗において使用するようになしてください。
- （10）取扱事業者は、商品券の使用を見込み、通常よりも高い価格を設定するなど消費喚起の趣旨に反するような行為はしないでください。
- （11）取扱事業者は、購入対象者から受け取った商品券の紛失、滅失、盗難や換金申出期限切れ

等による損失については、取扱事業者自らの責任となります。

## 6. 商品券の換金

### (1) 換金手続

①取扱事業者は、事務局に「取扱事業者登録証明書」を提示のうえ、「換金依頼書」と「使用済商品券」を提出し、商品券の換金の申出を行ってください。

②換金は、取扱事業者の指定する預貯金口座への振込みにより行います。

口座振替は、毎月 2 回、名張市が別に定める日に申込書に記載された指定口座に振込みます。

### (2) 換金申出期間

申出期間：2019 年 10 月 1 日（火）～2020 年 3 月 10 日（火）（土・日・祝日を除く。）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

受付場所：名張市役所 4 階 事務局窓口

※使用済商品券の換金申出枚数が 100 枚以上になる場合は、100 枚を 1 単位として一括りにして提出してください。

※1 回の商品券の換金申出枚数が多量（概ね 1,000 枚以上）になる場合は、事前にお越しいただく予定の日時と商品券枚数を事務局にご連絡ください。

※上記の申出期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

### (3) 換金手数料

無料

## 7. 取扱事業者説明会の開催

取扱事業者を対象とした説明会を開催します。

・下記のうち、いずれかご都合の良い開催日時に必ずご出席ください。

（申込書の記入欄に、出席希望日時、出席人数をご記入ください。）

### (1) 開催日時

① 9 月 10 日（火） 午前 10 時 午後 2 時

② 9 月 13 日（金） 午前 10 時

③ 9 月 19 日（木） 午後 2 時 午後 7 時

### (2) 開催場所

名張市役所 1 階 大会議室

・説明会では、商品券の発行・販売事業など、募集要項の内容を中心とした説明と質疑、及び配付物の提供を行います。所要時間として 1 時間程度を予定しています。

### (3) 配付物等

#### ①配付物

「取扱事業者登録証明書」、「商品券見本票（A4 版サイズ：各店舗 2 枚以内、大型店 5 枚以内）」、「取扱店舗表示用ポスター（B2 版サイズ：各店 2 枚以内、大型店 7 枚以内）」、「取扱店舗表示用のぼり旗（無料分：各店 1 本）」、「取扱店舗一覧表（A3 版サイズ：各店 5 枚以内、大型店 20 枚以内）」、「換金依頼書」等を配付します。

## ②のぼり旗の追加申込（有料提供）

- ・配付物のうち、「のぼり旗」は、取扱店舗1店につき1本（旗、ポールセット）を無料提供します。
- ・2本以上を希望する場合は、申込書に必要本数を記入してください。2本目以上は有料での提供となります。有料分は、必要総本数により変動することがありますが、概ね1本につき1,200円（消費税込）程度の負担を予定してください。
- ・有料分の代金は、説明会開催時に請求書、納入通知書をお渡ししますので、納付期限までに納入してください。
- ・のぼり旗の追加申込後の変更（増減、取消）及び返金等はできません。

## 8. 取扱事業者の取消等

申込書に虚偽の記載や「募集要項」に違反する行為、また、不正行為等が認められた場合は、換金手続きの留保、拒否や取扱事業者又は取扱店舗の登録を取り消す場合があります。

## 9. その他

「募集要項」に記載されていない事項等は、下記の事務局へお問い合わせください。

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市役所 4階 名張市プレミアム付商品券事務局

電話：0595-63-7971

ファックス：0595-64-0644

メール：premium@city.nabari.mie.jp

HP：<https://www.city.nabari.lg.jp/s037/premium-tickets/bosyu.html>